

第 5 回（平成 31 年度第 2 回）中野区自殺対策審議会開催のお知らせ

標記について、下記のとおり開催いたしますのでお知らせいたします。傍聴を希望される方は、下記[募集要領](#)によりお申し込みください。

中野区自殺対策審議会は、[中野区自殺対策審議会条例](#)に基づき、中野区自殺対策計画や施策に関する事項を審議するために設置された中野区の附属機関です。

日時

2020 年（令和 2 年）1 月 31 日（金曜日）午後 7 時から 9 時

会場

[中野区保健所](#) 2 階講堂（中野区中野二丁目 17 番 4 号）

議題

1. 中野区自殺対策計画の進行管理について
2. その他

募集要領

傍聴を希望される方は、1 月 28 日（火曜日）午後 5 時までに、[傍聴申込書](#)に必要事項を記入の上、中野区保健所保健予防課精神保健支援係（03-3382-7765）までファクス送付してください（電話・メールでの申し込みはご遠慮ください）。

- 希望者多数の場合は、傍聴できない場合がありますのでご了承ください。傍聴できない方につきましては、1 月 30 日（木曜日）の午後 5 時までに、傍聴申込書に記載の連絡先に連絡します。
- 傍聴可能な方には、事前連絡はしません。会議開始時刻の 30 分前から受付をしますので、ファクス送付した「傍聴申込書」の原本をお持ちになって、当日会場に直接お越しください。

なお、傍聴される方は、下記[傍聴される方への留意事項](#)を遵守してください。

資料について

審議会終了後、会議の配布資料などは、[中野区ホームページ](#)に掲載します。

傍聴される方への留意事項

会議の傍聴にあたり、次の留意事項を遵守してください。これらをお守りいただけない場合は、退場していただくことがあります。

- 事務局の指定した場所以外に立ち入ることはできません。
- 携帯電話など音の出る機器については、電源を切るか、マナーモードに設定してください。
- 写真撮影、ビデオ撮影、録音をすることはできません（あらかじめ申し込まれた場合は、会議冒頭の頭撮りに限って写真撮影などをすることができます。）。
- 会議の妨げとならないよう静かにしてください。
- 委員等の言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 途中での入退室はやむを得ない場合のみとします。
- 酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- その他、座長と事務局職員の指示に従ってください。

関連ファイル

- [傍聴申込書](#)( P D F形式 36 キロバイト)
- [傍聴申込書](#)( ワード形式 10 キロバイト)

関連情報

- [かけがえのない命を守る～自殺を防ぐために私たちができること～](#)
- [中野区自殺対策審議会](#)

開催日カレンダー

開催日情報をカレンダー形式で掲載しています。[カレンダーの終了位置へ](#)

 開催日

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11

12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

このページについてのお問い合わせ先

健康福祉部 **保健予防課** 精神保健支援係

中野区保健所 2階 5番窓口

電話番号 03-3382-2433 | ファクス番号 03-3382-7765 | [メール](#)

[フォーム](#)

受付時間 午前 8 時半～午後 5 時